

---

## Ⅱ 様式及び記載要領

---

### 1 学校法人関係(私立学校法施行細則)



第1号様式(第5条関係)

学校法人 寄附行為認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
設立代表者氏名

学校法人 〃の寄附行為の認可を受けたいので、私立学校法（以下「法」という。）第23条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 寄附行為
- 2 設立趣意書
- 3 設立決議録
- 4 設立代表者の履歴書
- 5 理事に関する次に掲げる書類
  - (1) 理事の就任承諾書及び履歴書
  - (2) 理事が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (3) 理事が監事又は評議員を兼ねる者でないことを証する書類
  - (4) 理事のうちに、法第31条第4項第1号に掲げる者が含まれていることを証する書類
  - (5) 理事のうちに、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（法第31条第6項に規定する特別利害関係をいう。以下同じ。）を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (6) 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の三分の一を超えていないことを証する書類
- 6 監事に関する次に掲げる書類
  - (1) 監事の就任承諾書及び履歴書
  - (2) 監事が法第46条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (3) 監事が評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないことを証する書類
  - (4) 監事のうちに、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
- 7 評議員に関する次に掲げる書類
  - (1) 評議員の就任承諾書及び履歴書
  - (2) 評議員が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (3) 評議員のうちに、法第62条第3項各号に掲げる者（同項第2号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まれていることを証する書類
  - (4) 評議員のうちに、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (5) 法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えて

いないことを証する書類

- (6) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えていないことを証する書類
- 8 会計監査人に関する次に掲げる書類
    - (1) 会計監査人の就任承諾書
    - (2) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
    - (3) 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）であることを証する書類
    - (4) 会計監査人が法第81条第3項各号に該当しない者であることを証する書類
  - 9 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
  - 10 寄附申込書
  - 11 不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。）の権利の所属についての登記所の証明書類等
  - 12 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
  - 13 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
  - 14 設立後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書
  - 15 学校設置のための施設費及び設備費の財源調書
  - 16 法人全体の負債償還計画書
  - 17 学生生徒等納付金調書
  - 18 当該学校法人の設置する私立学校の学則
  - 19 その他参考となる書類

## 寄附行為(作成例)

### 学校法人〇〇学園寄附行為

#### 第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。

#### 第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科  
定時制課程 〇〇科  
通信制課程 (広域)〇〇科
- 二 〇〇中学校
- 三 〇〇小学校
- 四 〇〇幼稚園
- 五 〇〇専修学校 〇〇高等課程 〇〇専門課程
- 六 〇〇各種学校
- 七 〇〇認定こども園

(収益事業)

第五条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 書籍・文房具小売業
- 二 各種食料品小売業

#### 第三章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第六条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事〇〇名

- 二 監事 ○名
- 2 この法人に、評議員○○名を置く。

#### 【例1:評議員会を理事選任機関とする場合】

(理事選任機関)

第七条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
- 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 4 理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

#### 【例2:第三者機関を理事選任機関とする場合】

(理事選任機関)

第七条 この法人の理事選任機関は、理事選考委員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、理事○名、評議員○名、学外有識者○名とする。
- 3 理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考委員会の決議によって選任する。
- 4 理事選任機関の構成員の任期は、○年とする。
- 5 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者(以下この条及び第二十九条第一項第五号において「理事選任機関招集権者」という。)が招集する。
- 6 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 7 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 8 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 10 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

#### 【例3:理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合】

(理事選任機関)

第七条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

- 一 理事会
  - 二 評議員会
  - 三 外部理事選考委員会
- 2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。
    - 一 理事会 全ての理事
    - 二 評議員会 全ての評議員
    - 三 外部理事選考委員会 学外有識者○名
  - 3 理事会及び評議員会以外の理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考委員会の決議によって選任する。
  - 4 理事会及び評議員会以外の理事選任機関の構成員の任期は、○年とする。

- 5 理事会及び評議員会以外の理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者(以下この条及び第二十九条第一項第五号において「理事選任機関招集権者」という。)が招集する。
- 6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 8 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(理事選任機関が理事会又は評議員会である場合にあっては、理事長。以下この項において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。
- 10 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

#### 第四章 理事会及び理事

##### 第一節 理事の選任及び解任等

###### 【例1:評議員会を理事選任機関とする場合】

(理事の選任)

第八条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 校長のうちから評議員会において選任した者 ○名
  - 二 評議員会において選任した者 ○名
- 2 前条の理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

###### 【例2:第三者機関を理事選任機関とする場合】

(理事の選任)

第八条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 校長のうちから理事選考委員会において選任した者 ○名
  - 二 理事選考委員会において選任した者 ○名
- 2 前条の理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、保険の理事を選任することができる。

###### 【例3:理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合】

(理事の選任)

第八条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 校長のうち理事会において選任した者 ○名
  - 二 評議員会において選任した者 ○名
  - 三 外部理事選考委員会において選任した者 ○名
- 2 前条の理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第九条 理事の選任に当たっては、私立学校法第三十一条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第十条 理事の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第十一条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事案があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から二週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から二週間を経過した日から三十日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第十二条 理事は、第六条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の五分之一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

## 第二節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第十三条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第十四条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第十五条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事のうち一名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
- 3 理事(理事長を除く。)のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 4 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうち〇名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(代表権の制限)

第十六条 理事長[及び代表業務執行理事]以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第十七条 理事長[、代表業務執行理事及び業務執行理事]は、毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上、事故の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### 第三節 理事会の運営

(招集)

第十八条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前二項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(運営)

第十九条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第二項及び第四項並びに第二十九条第二項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第二十条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更の決議は、議決に加わることができる理事の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 前二項の規定にもかかわらず、この寄附行為の変更の決議は、議決に加わることができる理事の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 私立学校法第百九条第一項第一号に定める事由による解散

二 この法人の合併

三 予算及び事業計画の作成又は変更

四 基本財産の処分

五 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

六 残余財産の帰属者の決定

七 収益を目的とする事業に関する重要な事項

4 理事は、書面又は電磁的方法による理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第二十一条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第二十二条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び漢字が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下第四十七条第二項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から十年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

## 第五章 監事

### 第一節 選任及び解任等

(監事の選任)

第二十三条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第二十四条 監事の選任に当たっては、私立学校法第三十一条第三項及び第六項並びに第四十六条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第二十五条 監事の任期は、選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第二十六条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から三十日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第二十七条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第二十八条 監事は、第六条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の二分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

## 第二節 職務等

### (監事の職務)

第二十九条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
  - 二 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後三月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - 三 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
  - 四 この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに〇〇都道府県知事(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。)に報告すること。
  - 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第五号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も同様とする。

### (調査権限等)

第三十条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則第〇条で定めるものを調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

### (理事の行為の差止め)

第三十一条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

## 第六章 評議員会及び評議員

### 第一節 評議員の選任及び解任等

#### 【例1:評議員会で評議員を選任する場合】

(評議員の選任)

第三十二条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- 一 この法人の職員のうちから選任した者 〇〇名
  - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから選任した者 〇〇名
  - 三 学識経験者のうちから選任した者 〇〇名
- 2 前項第一号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員会は、評議員の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

#### 【例2: 充て職や複数の機関で評議員を選任する場合】

(評議員の選任)

第三十二条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で評議員会において選任した者 〇〇名
  - 二 〇〇〇〇学校校長
  - 三 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、評議員会において選任した者 〇〇名
  - 四 学識経験者のうちから、評議員選考委員会において選任した者 〇〇名
- 2 前項第一号及び第二号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 第一項第2号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。
- 4 第一項第4号の評議員選考委員会は、学外有識者〇名で構成する。
- 5 評議員会及び評議員選考委員会は、評議員の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

(評議員の資格)

第三十三条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第三十一条第三項及び第六項、第三十六条第二項及び第三項並びに第六十二条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第三十四条 評議員の任期は、選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残存期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第三十五条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
  - 三 評議員としてふさわしくない非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 一 任期の満了
  - 二 辞任
  - 三 死亡
- 3 評議員は、第六条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

## 第二節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第三十六条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

- 第三十七条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- 一 重要な資産の処分又は譲受け
  - 二 多額の借財
  - 三 予算及び事業計画の作成又は変更
  - 四 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更
  - 五 収益事業に関する重要事項
  - 六 私立学校法第二十三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める事項を除く寄附行為の変更
  - 七 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - 八 寄附金品の募集に関する事項
  - 九 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
- 一 私立学校法第二十三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに係る寄附行為の変更
  - 二 私立学校法第百九条第一項第一号に定める事由による解散
  - 三 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第三十八条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法

人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第三十一条の請求を行うことを求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続きが行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第三十九条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

### 第三節 評議員会の運営

(開催)

第四十条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第四十一条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の三分の一以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の三分の一以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項の評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の二十日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
  - 一 会議の日時及び場所
  - 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項
  - 三 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
  - 四 私立学校法施行規則第〇条で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第四十二条 前条第二項の規定による請求があった日から二十日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、〇〇都道府県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第四項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法(他の評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第四十三条 第二十九条第二項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第四十一条第四項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第四十四条 前三条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(運営)

第四十五条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第四十六条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 私立学校法第九十二条第一項に規定する決議

3 前二項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第四十七条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から十年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第四十八条 理事長[、代表業務執行理事、業務執行理事]及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長[、代表業務執行理事、業務執行理事]及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

## 第七章 理事会と評議員会の協議

### 【例1:理事・評議員協議会を設置する場合】

(理事会及び評議員会の協議)

第四十九条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事故について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から二十日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

- 2 理事・評議員協議会の構成員は、理事〇名、評議員〇名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。
- 3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。
- 4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。
- 6 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

### 【例2:理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合】

(理事会及び評議員会の協議)

第四十九条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、さらに審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

## 第八章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第五十条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第五十一条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第五十二条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第五十三条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事業を勘案して特

に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第九十二条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第一項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第九十二条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに意義がある場合には〇か月以内に当該異議を述べる旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の十分の一以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第一項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第一項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則第〇条で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

#### (責任限定契約)

第五十四条 理事(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第九十二条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

### 第九章 資産及び会計

#### (資産)

第五十五条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

#### (資産の区分)

- 第五十六条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産[及び収益事業用財産]とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
  - 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
  - 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
  - 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産[又は収益事業用財産]に編入する。

#### (基本財産の処分の制限)

第五十七条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第五十八条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第五十九条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第六十条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する関係(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第六十一条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第六十二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 計算書類
- 四 計算書類の附属明細書
- 五 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号及び第五号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第六十三条 この法人は、毎会計年度終了後三月以内に役員等名簿(役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第三項及び第七十条第二号において同じ。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第一項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第六十四条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

## 第十章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第六十五条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議(私立学校法第二十三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、〇〇都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則第〇条に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、〇〇都道府県知事に届け出なければならない。

## 第十一章 解散及び合併

(解散)

第六十六条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能
- 三 合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 〇〇都道府県知事の解散命令

2 前項第一号又は第二号に掲げる事由による解散は、〇〇都道府県知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第六十七条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第六十八条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、〇〇都道府県知事の認可を受けなければならない。

## 第十二章 補則

### (情報の公表)

第六十九条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

### (公告の方法)

第七十条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

### (施行細則)

第七十一条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附則

- 1 この寄附行為は、〇〇都道府県知事の認可の日(令和〇年〇月〇日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理事(理事長)	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇
評議員	〇〇〇〇

令和5年度私立学校法改正に伴う寄附行為の変更之际には、学校法人の事情により、以下のような附則を定めることも考えられる。

- 1 この寄附行為は、令和七年四月一日から施行する。

- 2 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の資格及び構成については、令和七年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であつて、令和七年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和七年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 4 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であつて、私立学校法第三十一条、第四十六条及び第六十二条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和九年度の定時評議員会の終結の時以降である場合は、当該終結の時までとする。
- 5 前項の役員又は評議員会の解任は、なお従前の例による。
- 6 第三十二条第一項第二号[第三号]中[設置する学校を卒業した者]とあるのは、学校の卒業生が年齢二十五年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母」と読み替える。

## 設立趣意書(作成例)

このたび………に対応した人材を養成するため………、………等多くの方々の要請を受け、………の有志が〇〇学校の設立を計画し、この学校を設置することを目的として、学校法人〇〇学園(仮称)設立を発起したところであります。

注:教育に関する考え方、法人を設立する理由、目的を具体的に記入する。

## 設立決議書(作成例)

### 学校法人〇〇学園設立発起人会決議録

1 開催日時 年 月 日( ) 〇時〇〇分 ~ 〇時〇〇分

2 開催場所 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇会議室

3 出席者 〇〇、〇〇、〇〇、……

#### 4 議案

- 第1号議案 学校法人〇〇学園の設立について
- 第2号議案 〇〇学校の設置について
- 第3号議案 設立代表者の選任について
- 第4号議案 設立後2年間の事業計画及び収支予算書について
- 第5号議案 寄附受領について
- 第6号議案 設立当初の役員選任について

#### 5 議事の経過及びその結果について

〇〇を互選により議長に選任した後、議案の審議に入った。

第1号議案 学校法人〇〇学園設立について

〇〇が寄附行為案を示して法人設立について意見を述べ審議に入ったが、〇〇の質疑応答がなされた後、全員異議なく承認した。

第2号議案 〇〇学校の設置について

第3号議案 設立代表者の選任について

互選の結果、〇〇を設立代表者と定め、一歳の権限を委任することに決定した。

第4号議案 設立後2年間の事業計画及び収支予算書について

第5号議案 寄附受領について

第6号議案 設立当初の役員選任について

〇〇から役員就任について提案があり、下記の者が役員に就任することを全員異議なく承認した。

理事 〇〇、〇〇……

監事 〇〇、〇〇

よって、議長は議事終了を述べて〇〇時〇〇分閉会を宣言した。

署名人(発起人全員)

〇〇 〇〇

〇〇 〇〇

……

**役員の就任承諾書(作成例)**

就任承諾書

令和 年 月 日

学校法人 ○○学園  
設立代表者 ○○ ○○ 殿

住所  
氏名

学校法人○○学園設立のうえは、当初の理事(監事)に就任することを承諾します。

**役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超え**

**て含まれていないことを証する書類(作成例)**

宣 誓 書

理 事	○○ ○○	理 事	○○ ○○
理 事	○○ ○○	理 事	○○ ○○
理 事	○○ ○○	理 事	○○ ○○
監 事	○○ ○○	監 事	○○ ○○

上記の役員について、理事 ○○ ○○ と 理事 ○○ ○○ とが三親等以内の親族であること以外は、三親等以内の親族又は配偶者が一人も含まれていないことを宣誓します。

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人○○学園  
設立代表者 ○○ ○○

学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書類(作成例)

誓 約 書

私は、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該執行の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

氏 名

## 財産目録(作成例)

### 財 産 目 録

年 月 日

1	資産総額①	円	
	うち 基本財産	円	(資産内訳の合計と一致すること)
	運用財産	円	(資産内訳の合計と一致すること)
	収益事業用財産	円	(資産内訳の合計と一致すること)
2	負債総額2	円	(資産内訳の合計と一致すること)
3	正味財産①-②	円	

#### 資産内訳

##### 1 基本財産

###### (1) 土地

所在・地番	面積	評価額	備 考
	m <sup>2</sup>	円	別添登記簿謄本及び 価格評価書のとおり
	計	円	

###### (2) 校(園)舎

種別	所在地	構造	面積	評価額	備 考
校舎			m <sup>2</sup>	円	別添登記簿謄本及び 価格評価書のとおり
寮					
			計	円	

###### (3) 校(園)具及び教具等

種 別	名 称	点(冊)数	評価額	備 考
校(園)具・教具		点	円	別添評価書のとおり
図 書		点		
備 品		点		
	計	点	円	

## 2 運用財産

### (1) 現金預金

種 別	金額	銀行等名	備 考
普通預金	円		別添証明書のとおり
定期預金	円		
現 金	円		
計	円		

注:証明書は、銀行等の残高証明書

### (2) 有価証券

種 別	証券番号	額面金額	備 考
		円	別添証明書のとおり
		円	
		円	
計		円	

## 3 収益事業用財産

### (1) 事業用敷地

所在・地番	面積	評価額	備 考
	m <sup>2</sup>	円	別添登記簿謄本及び 価格評価書のとおり
	計 m <sup>2</sup>	円	

### (2) 事業用建物

所在地・地番	構造	面積	評価額	備 考
		m <sup>2</sup>	円	別添登記簿謄本及び 価格評価書のとおり
		計 m <sup>2</sup>	円	

### (3) 事業用動産

種 別	名 称	点 数	評価額	備 考
			円	
			円	

(4) 現金(預金)

種別	金額	銀行等名	備考
定期預金	円		別添証明書のとおり
現金	円		
計	円		

負債内訳

(1) 固定負債

債務の種別	金額	債務の相手方	備考
長期借入金	円		別添証明書のとおり
	円		
計	円		

(2) 流動負債

債務の種別	金額	債務の相手方	備考
短期借入金	円		別添証明書のとおり
未払金	円		
計	円		

借用財産

基本財産に準じて作成し、備考欄に借用相手方、借用条件を記入すること。

(注)

- 1 学校法人の財産となるべき全ての財産を記載し、資産総額は寄附申込書の合計を一致すること。
- 2 基本財産は原則として負担付又は借用のものではないこと。

## 寄附申込書(作成例)

年 月 日

学校法人 ○○学園  
設立代表者 ○○ ○○ 殿

住所  
氏名

### 寄附申込書

学校法人○○学園設立のうへは、私の所有する下記の財産を寄附します。

#### 記

- 1 土地
  - (1) 所在地
  - (2) 地 目
  - (3) 地 積 ㎡
  - (4) 添付書類(登記簿謄本)
- 2 建物
  - (1) 所在地
  - (2) 種 類
  - (3) 構 造
  - (4) 床面積 ㎡
  - (5) 価 格 円
  - (6) 添付書類(登記簿謄本、契約書等)
- 3 校(園)具及び教具等
  - (1) 種 類
  - (2) 名 称
  - (3) 点(冊)数 点
  - (4) 価 格 円
  - (5) 添付書類(登記簿謄本、契約書等)
- 4 現金又は預金
  - (1) 種 別
  - (2) 現在高
  - (3) 銀行名等
  - (4) 添付書類(残高証明書)

注:寄附者が法人であるときは、法人内部の手続きを経たことを証する書類を添付すること。  
(理事会等の議事録の写し)

# 当該学校法人が設置する私立学校の学則（作成例）

〇〇高等学校学則

※必須事項

## 第1章 総則

（目的）

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育（及び専門教育）を施すことを目的とする。

（名称）

第2条 本校は、〇〇高等学校という。

（位置）

第3条 本校は、大分県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

## 第2章 課程及び収容定員

（学級編成及び収容定員）※

第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制課程

普通科	〇〇〇名			
商業に関する学科	〇〇〇名	商業科	〇〇〇名	情報処理科 〇〇〇名
工業に関する学科	〇〇〇名	機械科	〇〇〇名	
全日制課程計	〇〇〇名			

通信制課程

普通科	〇〇〇名
通信制課程計	〇〇〇名

※ 通信制課程を置く高等学校については、学則中に①通信教育を行う区域に関する事項及び②通信教育連携協力施設に関する事項を記載すること（規第4条第2項）

## 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

（修業年限）※

第5条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

全日制課程	3年
通信制課程	3年以上

（学年）※

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)※

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

〔前期 4月1日から9月30日まで〕  
〔後期 10月1日から3月31日まで〕

(休業、臨時授業及び臨時休業)※

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日(毎月第○、第○土曜日)

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(4) 夏季休業 ○月○日から○月○日まで

(5) 冬季休業 ○月○日から○月○日まで

(6) 学年末休業 ○月○日から○月○日まで

(7) 学年始休業 ○月○日から○月○日まで

(8) 開校記念日 ○月○日から○月○日まで

2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項の規定に関わらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき若しくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

#### 第4章 入学、退学、転学及び休学

(入学資格)※

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

(2) 文部科学大臣の指定した者

(3) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(転入学又は編入学資格)※

第10条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者又は修了したと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

2 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在籍する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)※

第11条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(出願手続)※

第12条 入学を希望するときは、保護者は入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

(入学手続)※

第13条 入学の許可を受けた者は、すみやかに保護者(保証人)と連署した誓約書、その他必要書類に入学料をそえて、提出しなければならない。

(転学)※

第14条 他の中学校から本校に転学を志願する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ転学を許可することがある。

2 生徒が他の高等学校へ転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(退学)※

第15条 生徒が退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(欠席、休学)※

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

2 生徒が病気その他やむを得ない理由により〇月以上出席することができないときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

(復学)

第17条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

(転籍)

第18条 生徒が本校の全日制課程及び定時制課程相互間の転籍を希望するときは、取得した単位に応じ相当学年に転籍を許可することがある。

(出席停止)

第19条 生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命じることがある。

(身上事項の異動の届出)

第20条 生徒及び保護者、保証人の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

(復校)

第21条 退学した者が復校を希望するときは、その理由により選考のうえ、相当学年に入学を許すことができる。

## 第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

### (教育課程)※

第22条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づき編成し、その教科、科目及び単位数は、別表のとおりとする。

### (学習評価)※

第23条 学習の評価については、高等学校学習指導要領に示されている各教科、科目の目標を基準として行う。

### (単位の認定)

第24条 校長は、生徒が教育課程に従って各教科、科目を履修し、その成果が教科、科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その教科、科目について所定の単位を修得したことを認定する。

### (課程修了の認定)※

第25条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

### (卒業)※

第26条 前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

### (原級留置)

第27条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

## 第6章 教職員組織

### (教職員組織)※

第28条 本校に次の教職員を置く。(※)必置

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1)校長     | 1名(※)       |
| (2)教頭     | 名(※)        |
| (3)教諭     | 名(※)        |
| (4)養護教諭   | 名           |
| (5)司書教諭   | 名           |
| (6)実習助手   | 名(必要に応じ)(※) |
| (7)講師     | 名           |
| (8)事務長    | 名(※)        |
| (9)事務職員   | 名(※)        |
| (10)学校医   | 名(※)        |
| (11)学校歯科医 | 名(※)        |
| (12)学校薬剤師 | 名(※)        |

- 2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。
- 3 教頭は、校長を助け校務を整理する。
- 4 事務長は、校長の監督を受け事務を掌る。
- 5 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

## 第7章 授業料、入学金及び検定料

(授業料・入学金及び検定料)※

第29条 本校の授業料・入学金及び検定料等は、次のとおりとする。

区分	全日制課程	通信制課程
授業料(年・月額)	〇〇〇円	〇〇〇円
入学金	〇〇〇円	〇〇〇円
〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円
検定料	〇〇〇円	〇〇〇円

注:生徒納付金として徴収しているものは、すべて記載すること。

(納入及び納入の特例)※

第30条 生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学及び留学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 3 月の中途において入学、退学、転学するに至った者は、その月の授業料を納付しなければならない。

(滞納)※

第31条 正当な理由なく、かつ、所定の手続きは行わずに授業料を〇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(減免)※

第32条 生徒のうち特別の事情により特に必要があると認める者について、授業料の一部又は全部につき納付を免除することができる。

## 第8章 賞罰

(褒章)※

第33条 生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは褒章することがある。

(懲戒)

第34条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で正業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第9章 その他

(留学)

第35条 校長は、教育上有益であり、かつ生徒の教育上適切であると認められたときは生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

- 2 校長は、前項の規定により留学を許可した生徒について、外国の高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、留学を修了した時点において学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。
- 4 前各号に規定する留学についての具体的方法は、別に定めるものとする。
- 5 校長は、前4項の規定によらず生徒が休学(あるいは退学)し、外国の高等学校で学習することを許可することができる。ただし、この場合における外国の高等学校での学習については、本校における単位とみなさず、また、当該期間を在学期間には参入しない。

## 第10章 別科及び専攻科

(別科)

第36条 本校に別科を置く。

- 2 別科については、別に定める。

(専攻科)

第37条 本校に専攻科を置く。

- 2 専攻科については、別に定める。

## 第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第38条 本校に寄宿舍を置く。

- 2 寄宿舍については、別に定める。

## 第12章 細則

(細則)

第39条 この学則の実施に必要な細則は、校長が別に定める。

附則

(施行日)

1 この学則は、 年 月 日から施行する。

(改正)

1 この学則改正は、 年 月 日から施行し、 年 月 日から適用する。

(授業料の特則)

1 本文第 条中第 項第 号「授業料 円」とあるのは、前条の規定にかかわらず、 年 月 日に入学した生徒については 円とし、 年 月 日に入学した生徒にあっては、なお、従前の例による。

注意:学則改正の都度、このように不足を加えていくこと。

## (別表)教育課程&lt;〇〇制課程 〇〇科&gt;

教科	科目	標準単位	第1学年	第2学年	第3学年	計
国語	現代の国語	2				
	言語文化	2				
	論理国語	4				
	文学国語	4				
	国語表現	4				
	古典探求	4				
地理歴史	地理総合	2				
	地理探求	3				
	歴史総合	2				
	日本史探求	3				
	世界史探求	3				
公民	公共	2				
	倫理	2				
	政治・経済	2				
数学	数学Ⅰ	3				
	数学Ⅱ	4				
	数学Ⅲ	3				
	数学A	2				
	数学B	2				
	数学C	2				
理科	科学と人間生活	2				
	物理基礎	2				
	物理	4				
	化学基礎	2				
	化学	4				
	生物基礎	2				
	生物	4				
	地学基礎	2				
	地学	4				
保健体育	体育	7~8				
	保険	2				
芸術	音楽Ⅰ~Ⅲ	2~6				
	美術Ⅰ~Ⅲ	2~6				
	工芸Ⅰ~Ⅲ	2~6				
	書道Ⅰ~Ⅲ	2~6				

外国語	英語コミュニケーションⅠ	3				
	英語コミュニケーションⅡ	4				
	英語コミュニケーションⅢ	4				
	倫理・表現Ⅰ	2				
	倫理・表現Ⅱ	2				
	倫理・表現Ⅲ	2				
家庭	家庭基礎	2				
	家庭総合	4				
情報	情報Ⅰ	2				
	情報Ⅱ	2				
理数	理数探究基礎	1				
	理数探究	2～5				
総合的な学習の時間		3～6				
合計						

## 〇〇幼稚園園則

※必須事項

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適切な環境を与えて、心身の発達を助長することを目的とする。

(名称)

第2条 本幼稚園は、〇〇幼稚園という。

(位置)

第3条 本幼稚園は、大分県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(入園資格)※

第4条 本幼稚園に入園することができる者は、満〇歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(定員、学級編成)※

第5条 本幼稚園の収容定員は、〇学級〇〇名とし、その内訳は次のとおりとする。

5歳児 〇学級

4歳児 〇学級

3歳児 〇学級

### 第2章 保育年限、学期及び休業日、保育時間

(保育年限)※

第6条 本幼稚園の保育年限は〇年(4年未満)とする。

(学期)※

第7条 1年を分けて次の3保育期とする。 注:保育期の代わりに学期としても差し支えない

第1保育期 4月1日から8月31日まで

第2保育期 9月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から3月31日まで

(休業日)※

第8条 本園の休業日(休園日)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日(毎月第〇、第〇土曜日)

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(4) 夏期休業 〇月〇日から〇月〇日まで

(5) 冬期休業 〇月〇日から〇月〇日まで

- (6) 学年末休業 ○月○日から○月○日まで
- (7) 学年始休業 ○月○日から○月○日まで
- (8) 開園記念日 ○月○日
- (9) その他園長が必要と認めた日

### 第3章 授業日時、教育課程、保育内容

(授業日時)※

第9条 幼稚園の授業日時数は次のとおりとする。

- (1) 1学年の教育週数 ○○週 (※39週以上)
- (2) 1週の教育日数 ○日 (※目安5日)
- (3) 1日の教育時数 ○時間を原則とする。(※目安4時間)

(始業及び終業)

第10条 保育時間は、午前○時○○分から午後○時○○分までとする。ただし、季節により変更することがある。

### 第4章 入園、退園及び休園

(入園許可)※

第11条 教育課程は前条及び幼稚園教育要領の基準により、園長が定める。

(入園手続)※

第12条 入園しようとする者は、所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ入園料を添えて提出するものとする。

(退園、休園)※

第13条 退園又は休園しようとする者は、その事由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

2 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがある。

### 第5章 修了及び褒賞

(修了)

第14条 園長は、園児が所定の保育過程を修了したと認めるときは、修了証書を授与する。

(褒賞)

第15条 心身の発達著しく他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

## 第6章 教職員組織

(教職員組織)※

第16条 本幼稚園に次の教職員を置く。 ※必置

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 園長   | 1名※ |
| (2) 副園長  | 〇名  |
| (3) 教諭   | 〇名※ |
| (4) 養護教諭 | 〇名  |
| (5) 事務教諭 | 〇名  |
| (6) 園医   | 〇名※ |
| (7) 園歯科医 | 〇名※ |
| (8) 園薬剤師 | 〇名※ |

2 園長は、園務を掌り所属職員を監督する。

3 教諭は、幼児の保育を掌る。

## 第7章 保育料、入園金及び検定料

(保育料、入園金及び検定料)※

第17条 本幼稚園の保育料・入園料及び検定料は、次のとおりとする。

保育料(年・月額)	〇〇〇円
入園料	〇〇〇円
検定料	〇〇〇円

注:そのほか園児納付金として徴収しているものは、全て記載すること。

(その他)

第18条 幼児の在園中は、出席の有無にかかわらず保育料を所定の期日までに納付しなければならない。

## 第8章 補則

(施行細則)

第19条 この園則の施行に関し、必要な細則は園長が別に定める。

附則

(施行日)

1 この園則は、 年 月 日から施行する。

(改正)

1 この園則は、 年 月 日から施行し、 年 月 日から適用する。

注意:園則改正の都度、このように附則を追加すること

〇〇専修学校学則(作成例)

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び〇〇法に基づき、〇〇に関する専門的な知識及び技術を習得させ、職業若しくは实际生活に必要な能力の育成と教養の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、〇〇専修学校という。

(位置)

第3条 本校は、大分県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第2章 課程、学校、修業年限、収容定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、収容定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	収容定員	備考
〇〇専門課程	〇〇科					
	〇〇科					
〇〇高等課程	〇〇科					

注意:〇〇専門課程の〇〇には、8分野名を表記する。

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 〇〇課程の学期は次のとおりとする。

第1学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第2学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第3学期 〇月〇日から〇月〇日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日・土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (3) 夏期休業 〇月〇日から〇月〇日まで
- (4) 冬期休業 〇月〇日から〇月〇日まで
- (5) 春期休業 〇月〇日から〇月〇日まで

(6) その他校長が必要と認めた日

### 第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、〇〇分とする。
- 3 別表第2に定める科目については、他の専修学校等において履修することができる。
- 4 授業時数を単位数に換算する場合には、〇〇時間をもって1単位とする。

(学習評価)

第9条 原則として当該教科目の授業必要時間数の80%以上出席し、期末試験の合格をもって単位の取得とみなす。

- 2 単位を取得した教科目については、下記の3段階の評価を行う。

(始業及び終業)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

〇〇課程は〇〇時から〇〇時までとする。

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 〇名以上
- (3) 講師 〇名以上
- (4) 助手 〇名以上
- (5) 事務職員 〇名以上
- (6) 学校医 〇名

- 2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

### 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 専門課程は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者
- (2) 高等課程は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は〇月〇日とする。

(入学手続き)

第14条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、第〇〇条に定める検定料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに第〇〇条に示す入学金を納入して入学手続きをとらなければならぬ。

(休学、復学)

第15条 生徒が疾病その他やむを得ない理由によって、〇日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならぬ。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならぬ。

(出席停止)

第17条 生徒が感染症にかかり又はおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(成績評価)

第18条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

(課程修了の認定、卒業)

第19条 第〇〇条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第20条 前条により、〇〇専門課程〇〇学科を修了した者は、専門士(〇〇専門課程)と称することができる。

(表彰)

第21条 成績優秀にして他の模範となる者は、表彰することがある。

(退学)

第22条 次の各号の1つ該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で生業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序や社会的秩序を乱し、生徒としての本分に反した者

## 第5章 入学金、授業料

(納付金)

第23条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

入学検定料	〇〇〇円
入学金	〇〇〇円
授業料(年額)	〇〇〇円
実験実習費(年額)	〇〇〇円
〇〇費	〇〇〇円

(納付金の返還)

第24条 既に納付した納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前の入学辞退者は返還する。

(納付金の特例)

第25条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

(除籍)

第26条 授業料その他の納付金を〇月以上滞納した者は除籍することができる。

## 第6章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第27条 本校の附帯教育事業は、次のとおりとする。

附帯事業 の種類	昼夜の別	修業期間	授業時数	収容定員	納付金	
					入学金	授業料

## 第7章 細則

(細則)

第28条 この学則の実施に必要な細則は、校長が別に定める。

附則

注意:学則改正の都度、このように附則を追加すること

(別表第1) 教育課程及び授業時数

<〇〇課程 〇〇科>

科目		学年	1	2	3	4	計
専門科目	理 論						
	実 技						
一般 教 養							
合計							

(別表第2)

課程・学科	履修する専修学校、大学等	履修科目	本校において履修したと みなす授業時数(単位数)
〇〇課程 〇〇学科	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇専修学校〇課程〇学科	〇〇	( ) ( )

〇〇各種学校学則(作成時)

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び〇〇法に基づき、〇〇に関する専門的な知識及び技術を習得させ、あわせて一般教養の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、〇〇学校という。

(位置)

第3条 本校は、大分県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第2章 課程、学科、修業年限、収容定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、収容定員及び休業日)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	収容定員	備考
〇〇課程	昼間	〇年	〇〇名	〇〇名	
〇〇課程					

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は次のとおりとする。

第1学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第2学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第3学期 〇月〇日から〇月〇日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1)日曜日・土曜日

(2)国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(3)夏季休業 〇月〇日から〇月〇日まで

(4)冬季休業 〇月〇日から〇月〇日まで

(5)春季休業 〇月〇日から〇月〇日まで

(6)その他校長が必要と認めた日

### 第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

#### (教育課程・授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は別表第1のとおりとする。

2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、〇〇分とする。

#### (始業及び終業)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

〇〇課程は〇〇時から〇〇時までとする。

#### (教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 〇名以上
- (3) 講師 〇名以上
- (4) 助手 〇名以上
- (5) 事務職員 〇名以上
- (6) 学校医 〇名

2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

### 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

#### (入学資格)

第11条 本校の入学資格は次のとおりとする。

中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者

#### (入学時期)

第12条 本校の入学時期は〇月〇日とする。

#### (入学手続)

第13条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項に記入し、第〇条に定める検定料を添えて指定期日までに申出しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに第〇条に示す入学金を納入して入学手続をとらなければならない。

#### (休学、復学)

第14条 生徒が疾病その他のやむを得ない理由によって、〇日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(成績評価)

第16条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘定して行う。

(課程修了の認定、卒業)

第17条 第〇条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。  
2 所定の修業年限以上に在学し、課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

(表彰)

第18条 成績優秀にして他の模範となる者は、表彰することがある。

(退学)

第19条 次の各号の1つ該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で生業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序や社会的秩序を乱し、生徒としての本分に反した者

## 第5章 入学金、授業料

(納付金)

第20条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

入学検定料	〇〇〇円
入学金	〇〇〇円
授業料(年額)	〇〇〇円
実験実習費(年額)	〇〇〇円
〇〇費	〇〇〇円

(納付金の返還)

第21条 既に納付した納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前の入学辞退者は返還する。

(納付金の特例)

第22条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

(除籍)

第23条 授業料その他の納付金を〇月以上滞納した者は除籍することができる。

## 第6章 健康診断

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

## 第7章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第25条 本校の附帯教育事業は、次のとおりとする。

附帯事業 の種類	昼夜の別	修業期間	授業時数	収容定員	納付金	
					入学金	授業料

## 第8章 細則

(細則)

第26条 この学則の実施に必要な細則は、校長が別に定める。

附則

注意:学則改正の都度、このように附則を追加すること

(別表第1) 教育課程及び授業時数

<○○課程 ○○科>

科目		学年				計
		1	2	3	4	
専門科目	理論					
	実技					
一般教養						
合計						

不動産その他の主な財産について、その評価をするに十分な資格を有する者の

作成した価格評価書(作成例)

1 校地

所在地	面積	評価額
	m <sup>2</sup>	円

2 校舎

所在地	面積	評価額
	m <sup>2</sup>	円

3 設備

① 校具、教具

品名	数量	評価額
		円
		円
		円

計 ○点 ○円

② 図書、備品等

品名	数量	評価額
		円
		円
		円

計 ○点 ○円

注:新たに購入(建築)する場合は、各項目とも契約書の写しで可

上記のとおり価格評価いたします。

年 月 日

評価人 住所  
氏名

設立後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書並びに創設費(作成例)

○事業計画(任意様式):年度ごとの事業概要を記載すること

○収支予算書:部門ごとの学校法人会計基準の資金収支計算書及び消費収支計算書の科目を記入

資 金 収 支 予 算 書

年        月        日から

年        月        日まで

収 入 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学校法人	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
学生生徒等納付金収入					
授 業 料 収 入					
入 学 金 収 入					
手 数 料 収 入					
入 学 検 定 料 収 入					
試 験 料 収 入					
証 明 手 数 料 収 入					
寄 付 金 収 入					
特 別 寄 付 金 収 入					
一 般 寄 付 金 収 入					
補 助 金 収 入					
国 庫 補 助 金 収 入					
地 方 公 共 団 体 補 助 金 収 入					
資 産 運 用 収 入					
受 取 利 息 ・ 配 当 金 収 入					
施 設 整 備 利 用 料 収 入					
資 産 売 却 収 入					
不 動 産 売 却 収 入					
有 価 証 券 売 却 収 入					
事 業 収 入					
附 属 事 業 収 入					
受 託 事 業 収 入					
収 益 事 業 収 入					
雑 収 入					
借 入 金 等 収 入					
前 受 金 収 入					
授 業 料 前 受 金 収 入					
入 学 金 前 受 金 収 入					
そ の 他 収 入					
前 年 度 繰 越 支 払 資 金					
収 入 の 部 合 計					

注:科目の項目について不足があれば、実態に応じて適宜追加すること。

支 出 の 部

(単位 円)

科目	部門	学校法人	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
人 件 費 支 出					
教員人件費支出					
職員人件費支出					
退職金支出					
教育研究経費支出					
消耗品費支出					
光熱水費支出					
旅費交通費支出					
管理経費支出					
消耗品費支出					
光熱水費支出					
借入金等利息支出					
(            )					
借入金等返済支出					
(            )					
施設関係支出					
教育研究用機器備品支出					
図 書 支 出					
車 両 支 出					
その他支出					
(            )					
次年度繰越支払資金					
支出の部合計					

注:科目の項目について不足があれば、実態に応じて適宜追加すること。

- (注)
- 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式にするものとする。
  - 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式にするものとする。
  - 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式にするものとする。
  - 4 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

## 事業活動収支予算書

年 月 日から  
年 月 日まで

収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学校法人	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
学生生徒等納付金					
授 業 料					
入 学 金					
実 験 実 習 料					
施 設 整 備 資 金					
手 数 料					
入 学 検 定 料					
試 験 料					
証 明 手 数 料					
寄 付 金					
特 別 寄 付 金					
一 般 寄 付 金					
補 助 金					
国 庫 補 助 金					
地 方 公 共 団 体 補 助 金					
資 産 運 用 収 入					
受 取 利 息 ・ 配 当 金					
施 設 整 備 利 用 料					
資 産 売 却 差 額 (売 却 益)					
( )					
( )					
事 業 収 入					
附 属 事 業					
受 託 事 業					
収 益 事 業					
雑 収 入					
( )					
( )					
収 入 合 計					
基 本 金 組 入 額					
事業活動収入の部合計					

注: 科目の項目について不足があれば、実態に応じて適宜追加すること。

支 出 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学校法人	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
人 件 費					
教 員 人 件 費					
職 員 人 件 費					
役 員 報 酬					
退 職 金					
(退職給与引当金)					
( )					
教 育 研 究 経 費					
消 耗 品 費					
光 熱 水 費					
旅 費 交 通 費					
減 価 償 却 費					
( )					
管 理 経 費					
消 耗 品 費					
光 熱 水 費					
旅 費 交 通 費					
減 価 償 却 費					
( )					
借 入 金 等 利 息					
( )					
資 産 売 却 差 額					
( 売 却 損 )					
( )					
そ の 他 の 支 出					
( )					
徴 収 不 能 額					
(徴収不能引当金繰入額)					
事業活動支出の部合計					

注:科目の項目について不足があれば、実態に応じて適宜追加すること。

- (注)
- 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式にするものとする。
  - 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式にするものとする。
  - 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式にするものとする。
  - 4 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第2号様式(第5条関係)

学校設置のための施設費及び設備費の財源調書

( 年 月 日現在)

年度別	事業区分	数量	事業費	業額	財源の内訳						備考			
					自己資金			寄附金				学校債	借入金	その他
					積立金	剰余金	その他	寄附金	借入金	その他				
年度	土地購入費	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	寄付金 千円 千円は、父兄より 千円 会社より 千円			
年度	校舎建築費	m <sup>2</sup>									借入金 千円は、 銀行よ り 年 月 日借入、償還期 間 年( 年据置)、利率年 %、抵当物件 m <sup>2</sup>			
	機械器具費	点												
年度	図書費	冊												
年度														
年度														
年度														

備考

- 1 今回申請の学校設置のための全体計画について、事業費及び財源の内訳を年度ごとに明確にすること。
- 2 財源の内訳は、備考欄に次の要領によること。
  - (1) 自己資金は、何年度の繰越金又は積立金等の別に金額を明確にすること。
  - (2) 寄附金は、学生、父兄、後援会、会社等の寄附者別に金額を明確にすること。
  - (3) 借入金は、借入先、借入年月日、償還期間、利率、抵当物件等を記入すること。
- 3 この調書の記入に当たっては、各年度の決算又は予算に十分留意すること。

法人全体の負債償還計画書

区分	借入先	借入額	借入金償還計画								備考
			年月日までの償還額	年度(申請年度)	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
既設校のための債			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
小計			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
新設校のための債			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
小計			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
合計			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
償還財源の内訳											

- 備考 (1) 法人全体についての負債(将来予定している負債を含む。)償還計画を年度ごとに記載すること。  
 (2) 括弧内には、当該年度分の利息の額を別計で記入すること。  
 (3) 償還財源の内訳欄には、償還年度ごとに償還財源の内訳を詳細に記載し、その確実性を明らかにすること。  
 (4) 備考欄には、借入年月日、償還期間、利率、抵当物件等を記入すること。

第4号様式(第5条関係)

学 生 生 徒 等 納 付 金 調 書

区 分	学 校 別	学 校 定 員 総 数	在 学 者 数 総 数	学 生 生 徒 納 付 金 総 額	専 任 教 職 員 の 給 与 総 額	専 任 教 職 員 数	学 校 生 徒 1 人 当 たり 納 付 金	専 任 教 職 員 1 人 当 たり 給 与
		A	B	C	D	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{D}$	
年度								
年度								
年度 (申請年度)								
年度 (開設年度)								
年度								
年度								

備考

- 1 記入を要する年度は、寄附行為(変更)認可申請年度前2年及びその申請年度並びに学校等の開設年度から完成年度までの年度とする。なお、申請年度前2年及び申請年度欄については、当該学校法人が設置するすべての学校について学校ごとに記入すること。
- 2 開設年度から完成年度までは、今回申請の学校のみについて記入すること。
- 3 寄附行為変更前2年の決算書及び寄附行為変更認可年度以降の予算書に十分留意すること。
- 4 学生生徒等納付金には、授業料、入学金、施設設備拡充費、実験実習費等学生生徒が納入するすべての収入を含めて記入すること。

第5号様式(第6条関係)

寄 附 行 為 補 充 請 求 書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
利害関係人  
氏 名

私立学校法第25条第1項の規定により、関係書類を添えて学校法人の寄附行為の補充を受けたいので請求します。

添付書類

- 1 補充しようとする事項を記載した書類
- 2 請求者と設立者との関係を記載した書類

第6号様式(第7条関係)

学校法人 寄附行為変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

学校法人 〃の寄附行為の一部変更の認可を受けたいので、私立学校法第108条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類
- 2 理事会及び評議員会の寄附行為変更に関する決議書
- 3 新旧寄附行為
- 4 学校法人の沿革その他の参考となる書類

備考

既に私立学校を設置している学校法人が、更に新しい私立学校を設置し、又は廃止しようとする場合には前記書類のほかに次の書類を添付すること。

- (1) 寄附申込書
- (2) 不動産(当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。)の権利の所属についての登記所の証明書類等(私立学校を廃止する場合を除く。(3)及び(4)において同じ。)
- (3) 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- (4) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- (5) 寄附行為変更後2年の事業計画及び収支予算書
- (6) 開設年度の前々年度の財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の予算書(私立学校を廃止する場合を除く。(7)から(10)までにおいて同じ。)
- (7) 法人全体の負債償還計画書
- (8) 学校設置のための施設費及び設備費の財源調書
- (9) 学生生徒等納付金調書
- (10) 学校法人の設置する私立学校の学則
- (11) 財産の処分に関する事項を記載した書類(私立学校を廃止する場合に限る。)

## 寄附行為変更の条項、理由、新旧対照表(作成例)

学校法人〇〇は、今回新たに〇〇学校を設置することになったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

- 1 第4条中、第3号に「〇〇学校」を追加する。

寄附行為新旧対照表

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) □□高等学校</p> <p>(2) △△幼稚園</p> <p><u>(3) 〇〇学校</u></p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>この寄附行為は、大分県知事認可の日( 年 月 日)から施行する。</p>	<p>(略)</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) □□高等学校</p> <p>(2) △△幼稚園</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

(参考様式)

学校法人 寄附行為変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所  
学校法人〇〇学園 理事長 〇〇〇〇

このたび学校法人 〇〇〇〇の寄附行為を別紙のように変更しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類
- 2 理事会及び評議員会の寄附行為変更に関する決議書
- 3 新旧寄附行為

第7号様式(第8条関係)

学校法人解散認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

学校法人 〃 の解散の認可を受けたいので、私立学校法第109条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 理事会及び評議員会の解散に関する決議録
- 3 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 寄附行為
- 6 過去2年の収支決算書(認定申請の場合に限る。)
- 7 学校法人の沿革その他の参考となる書類

第8号様式(第9条関係)

学 校 法 人 解 散 届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
清算人の住所  
氏 名

学校法人 〃 が解散したので、私立学校法第109条第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 解散の理由
- 2 解散の年月日 年 月 日
- 3 添付書類  
学校法人の法人登記事項証明書

第9号様式(第10条関係)

清算中に就職した清算人届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人名  
清算人の住所  
氏 名

このたび、清算中の学校法人 〇〇〇〇の清算人に就職したので、私立学校法第115条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

就職年月日 年 月 日

添付書類

- 1 学校法人の法人登記事項証明書
- 2 清算人の履歴書

第10号様式(第11条関係)

清 算 結 了 届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人名  
清算人の住所  
氏 名

学校法人 〃 の清算が 年 月 日に終了したので、私立学校法第122条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

学校法人の法人登記事項証明書

学校法人合併認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名  
学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

学校法人 〃と学校法人 〃との合併の認可を受けたいので、私立学校法  
(以下「法」という。)第126条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 理事会及び評議員会の合併に関する決議録
- 3 法第129条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
- 4 合併契約書
- 5 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人に関する次の書類
  - (1) 寄附行為
  - (2) 理事の就任承諾書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。)及び履歴書
  - (3) 理事が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (4) 理事が監事又は評議員を兼ねる者でないことを証する書類
  - (5) 理事のうちに、法第31条第4項第1号に掲げる者が含まれていることを証する書類
  - (6) 理事のうちに、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係(法第31条第6項に規定する特別利害関係をいう。以下同じ。)を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (7) 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の三分の一を超えていないことを証する書類
  - (8) 監事の就任承諾書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。)及び履歴書
  - (9) 監事が法第46条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (10) 監事が評議員若しくは職員又は子法人役員(監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。)若しくは子法人に使用される者を兼ねる者ではないことを証する書類
  - (11) 監事のうちに、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (12) 評議員の就任承諾書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。)及び履歴書
  - (13) 評議員が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (14) 評議員のうちに、法第62条第3項各号に掲げる者(同項第2号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。)が含まれていることを証する書類
  - (15) 評議員のうちに、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (16) 法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えて

いないことを証する書類

- (17) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えていないことを証する書類
- (18) 会計監査人の就任承諾書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員となる者に係るものを除く。)及び履歴書
- (19) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- (20) 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士(公認会計士法(昭和23年法第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)であることを証する書類
- (21) 会計監査人が法第81条第3項各号に該当しない者であることを証する書類
- (22) 合併後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書

6 合併前の各学校法人に関する次の書類

- (1) 寄附行為
- (2) 貸借対照表
- (3) 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
- (4) 不動産(当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。)の権利の所属についての登記所の証明書類等
- (5) 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- (6) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
- (7) 学校法人の沿革その他の参考となる書類

7 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の設置する私立学校の学則

第12号様式(第14条関係)

学校法人組織変更認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法（以下「法」という。）第152条第7項の規定により、学校法人から準学校法人（準学校法人から学校法人）への組織変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧対照表を含む。）及び事由を記載した書類
- 2 理由書
- 3 理事会及び評議員会の組織変更に関する決議録
- 4 理事に関する次の書類
  - (1) 理事の就任承諾書及び履歴書
  - (2) 理事が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (3) 理事が監事又は評議員を兼ねる者でないことを証する書類
  - (4) 理事のうちに、法第31条第4項第1号に掲げる者が含まれていることを証する書類
  - (5) 理事のうちに、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（法第31条第6項に規定する特別利害関係をいう。以下同じ。）を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (6) 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の三分の一を超えていないことを証する書類
- 5 監事に関する次の書類
  - (1) 監事の就任承諾書及び履歴書
  - (2) 監事が法第46条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (3) 監事が評議員若しくは職員又は子法人（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないことを証する書類
  - (4) 監事のうちに、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
- 6 評議員に関する次の書類
  - (1) 評議員の就任承諾書及び履歴書
  - (2) 評議員が法第31条第1項各号に該当しない者であることを証する書類
  - (3) 評議員のうちに、法第62条第3項各号に掲げる者（同項第2号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まれていることを証する書類
  - (4) 評議員のうちに、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類
  - (5) 法第62条第3項第1号掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えていないことを証する書類
  - (6) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法

人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えていないことを証する書類

7 会計監査人に関する次の書類

- (1) 会計監査人の就任承諾書
- (2) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- (3) 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)であることを証する書類
- (4) 会計監査人が法第81条第3項各号に該当しない者であることを証する書類

8 寄附申込書

9 不動産(当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。)の権利の所属についての登記所の証明書類等

10 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

11 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

12 組織変更後2年の事業計画及びこれに伴う収支予算書

13 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書

14 法人全体の負債償還計画書

15 新旧寄附行為

16 組織変更後の学校法人又は準学校法人の設置する私立学校の学則

17 学校法人の沿革その他参考となる書類

第13号様式(第15条関係)

設 立 登 記 済 届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、設立登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 登記年月日を記載した書類
- 2 学校法人の法人登記事項証明書

第14号様式(第15条関係)

目的変更登記済届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、目的変更登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更の理由を記載した書類
- 2 変更年月日を記載した書類
- 3 新旧の目的の対照表
- 4 学校法人の法人登記事項証明書
- 5 変更に関する決議録

第15号様式(第15条関係)

名 称 変 更 登 記 済 届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、名称変更登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更の理由を記載した書類
- 2 変更年月日を記載した書類
- 3 新旧の名称の対照表
- 4 学校法人の法人登記事項証明書
- 5 変更に関する決議録

第16号様式(第15条関係)

解散の事由変更登記済届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、解散事由の変更登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更の理由を記載した書類
- 2 変更年月日を記載した書類
- 3 変更事項の対照表
- 4 学校法人の法人登記簿謄本

第17号様式(第15条関係)

資産総額の変更登記済届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、資産総額の変更登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 変更の理由を記載した書類
- 2 変更年月日
- 3 変更に関する決議録
- 4 新旧財産目録
- 5 学校法人の法人登記事項証明書

第18号様式(第15条関係)

代表権を有する者の変更登記済届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、代表権を有する者の変更登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 代表権を有する者の氏名
- 2 代表権を有する者の住所
- 3 代表権を有する者の資格
- 4 添付書類
  - (1) 就任承諾書(代表権のある役職)
  - (2) 履歴書
  - (3) 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面
  - (4) 各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類
  - (5) 理事会及び評議員会の代表権を有する者に関する決議録
  - (6) 学校法人の法人登記事項証明書

第19号様式(第15条関係)

代表権の範囲等変更登記済届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、  
代表権の範囲  
代表権の制限  
の変更登記を完了したので、

法人登記事項証明書を添えて届け出ます。

第20号様式(第15条関係)

事務所の移転登記済届

年 月 日

大分県知事

殿

学校法人住所

学校法人名

理事長氏名

私立学校法施行令第6条第1項の規定により、事務所の移転登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 移転する理由を記載した書類
- 2 移転年月日を記載した書類
- 3 登記年月日を記載した書類
- 4 旧事務所及び新事務所の所在地
- 5 移転に関する決議録
- 6 学校法人の法人登記事項証明書

第21号様式(第16条関係)

役員就任届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第2項の規定により、役員が就任したので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 役職名            理事            監事
- 2 氏 名
- 3 住 所
- 4 就任年月日
- 5 添付書類
  - (1) 就任承諾書
  - (2) 履歴書
  - (3) 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面
  - (4) 各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類
  - (5) 理事会及び評議員会の役員就任に関する決議録

第22号様式(第16条関係)

役員退任届

年 月 日

大分県知事 殿

学校法人住所  
学校法人名  
理事長氏名

私立学校法施行令第6条第2項の規定により、次の役員が退任したので届け出ます。

- 1 役職名            理事            監事
- 2 氏名
- 3 退任年月日